

鹿児島県

新たな寄港地観光ツアー造成支援 補助金



1 概要

地域の観光資源を活かした有料の観光メニューを取り入れた、水上交通又は新幹線を活用したツアー催行費用の補助

2 補助対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた事業者又は旅行業法第23条の規定による登録を受けた事業者

3 補助対象期間

4月1日から翌年の2月末日までの間、催行するツアー

4 対象要件等

水上交通を活用する鹿児島湾奥・大隅（桜島を除く）方面へのツアーや新幹線を活用する北薩方面へのツアーであり、地元住民との交流や地元ならではの体験など、地域の観光資源を活かした有料の観光メニューを取り入れたツアー催行に対する補助（以下、①に②又は③を加算した額）

- ① ②③を除くツアー催行経費（一律200千円）
- ② 水上交通活用経費 活用経費の1/2（上限200千円）
- ③ 新幹線活用経費 次の3区間における経費の1/2（片道、往復、A・B・Cの組合せ利用可。なお、組合せによる補助の上限は105千円とする。）
 - A 鹿児島中央～出水駅（片道あたり上限50千円）
 - B 鹿児島中央～川内駅（片道あたり上限25千円）
 - C 出水駅～川内駅（片道あたり上限30千円）

- ※ 催行人数は原則5人以上
- ※ 次年度以降のツアー催行に向けて、実績報告までに地元DMO等との打ち合わせを行うこと
- ※ 対象となる観光メニューの具体例
地元有料観光施設の利用、地元特産品を使った食事、地元住民との交流（地元生産者を行う農業体験や漁業体験）、地元住民からの生活様式や文化などの紹介、地元ならではの体験（地元の祭りやイベント参加、伝統・文化体験等）等

5 申請から交付までの流れ

- (1) 【催行20日前までに】補助金の交付申請
- (2) 交付決定後、ツアー催行
- (3) 【催行後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに】実績報告
- (4) 補助金額の確定及び交付

6 申請・問合せ先

〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号鹿児島県PR観光課 観光地づくり係
観光クルーズ船担当 宛
電話：099-286-3005
メール：cruise@pref.kagoshima.lg.jp



鹿児島県 鹿児島発着クルーズ造成支援 補助金

南の宝箱
鹿児島

1 概要

鹿児島県内の港での発着クルーズ商品の広告宣伝費用の補助

2 補助対象者

クルーズ船運航会社、クルーズ船（船の一部客室を含む）をチャーターする旅行会社

3 補助対象期間

4月1日から翌年の3月末日までの間、販売するクルーズ商品

4 対象要件等

鹿児島県内の港を出発・到着港とする、鹿児島発着クルーズ商品（鹿児島発又は着のみも含む）の広告宣伝費用に対する補助（広告宣伝費用の1/2を補助）

【補助上限額】

① 発着 500千円 ② 発又は着のみ 250千円

5 申請から交付までの流れ

- (1) 補助金の交付申請
- (2) 交付決定後、発着クルーズ実施
- (3) 【催行後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに】実績報告
- (4) 補助金額の確定及び交付

6 申請・問合せ先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県PR観光課 観光地づくり係

観光クルーズ 船担当 宛

電話：099-286-3005

メール：cruise@pref.kagoshima.lg.jp

